

北上市告示甲第66号

令和4年度北上市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。ただし、この告示は、令和4年12月31日限り、その効力を失う。

令和4年8月1日

市長 高橋敏彦

令和4年度北上市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業 実施要綱

(目的)

第1 この告示は、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知。以下「支給要領」という。）に基づき、住民税非課税世帯等に対し、令和4年度北上市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の長期化の影響を受けて困難に直面している方々の生活及び暮らしの支援に資することを目的とするものとする。

(支給対象世帯)

第2 給付金の支給の対象となる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）
- (2) 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月から第6の規定による申請をした日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月以降の任意の1月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計

急変世帯」という)。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する世帯を除く。

ア 住民税非課税世帯として給付金の支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が住民税非課税世帯に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

イ 令和4年6月1日において同一の世帯に同居していた親族について、令和4年6月2日以降の住民票の異動により、同一の住所において別世帯とする世帯の分離の届出があり、同一の住所に住民登録されているいずれかの世帯が給付金の支給を受けた場合の同一の住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する世帯は、支給対象世帯から除くものとする。

(1) 令和3年度北上市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和4年北上市告示甲第1号。以下「令和3年度実施要綱」という。）の規定により非課税世帯等給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

(2) 他の市町村において支給要領に基づく給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

(3) 令和3年度実施要綱第3第1項第1号に該当する支給対象世帯（前項第2号に該当する場合を除く。）

(4) 市町村民税均等割が課税されている他の世帯に属する者の扶養親族等（市町村民税の課税の算定において、地方税法の規定により控除対象配偶者及び控除対象扶養親族並びに青色事業専従者及び事業専従者に該当する者をいう。）のみで構成される世帯

（給付金の額）

第3 給付金の額は、1世帯当たり10万円とする。

（受給資格者）

第4 給付金を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和40年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号に掲げる支給対象世帯に応じ、当該各号に定める日に北上市の住民基本台帳に記録されている支給対象世帯の世帯主であるものとする。

(1) 住民税非課税世帯 令和4年6月1日

(2) 家計急変世帯 第6の規定による申請をした日

2 配偶者その他の親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22

年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者その他特別な配慮を要する者の給付金の支給については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

(住民税非課税世帯の確認等)

第5 市長は、支給対象世帯のうち、令和4年度北上市市民税の非課税世帯であり、かつ、令和3年12月10日以前から世帯員全員の住民票が北上市にある世帯の世帯主であって、令和4年6月1日において北上市に住所を有しているもの(申告等により所得の状況を把握しているものに限る。)に対し、別に定める北上市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)を送付するものとする。

2 前項の確認書の送付を受けた者が住民税非課税世帯の受給資格者の要件に該当し、給付金の支給を受けようとするときは、当該要件を確認の上、当該確認書を市長に提出するものとする。

3 確認書の送付を受けなかった住民税非課税世帯の受給資格者が、給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める北上市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(家計急変世帯の申請)

第6 家計急変世帯の受給資格者が給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める北上市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(代理による申請等)

第7 第5第2項の規定による確認書の提出又は第5第3項若しくは第6の規定による申請(以下「申請等」という。)を代理人により行うときは、当該申請等に係る受給資格者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出するものとする。

(申請等の期限)

第8 申請等の期限は、次のとおりとするものとする。

- (1) 第5第2項の規定による確認書の提出 市長が確認書を発出した日から3月後の日
- (2) 第5第3項の規定による申請 令和4年11月30日
- (3) 第6の規定による申請 令和4年9月30日

(支給の決定)

第9 市長は、申請等があった場合は、内容を審査し、相当と認めたときは、給付金の支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給の決定をした場合は、当該決定のあった日に申請等をした者（以下「申請者等」という。）から給付金の請求があったものとみなすものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者等にその旨を通知するものとする。

（支給の方法）

第10 給付金の支給は、申請者等が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

（支給の取扱い）

第11 給付金の支給決定後において、申請等に提出した書類の記入の誤り又は第10第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、受給資格者又は申請者等の責に帰すべき事由により令和4年12月31日までに支給ができなかったときは、給付金の支給を受けることを辞退し、又は申請等を取り下げたものとみなすものとする。

（不当利得の返還）

第12 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第14 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。